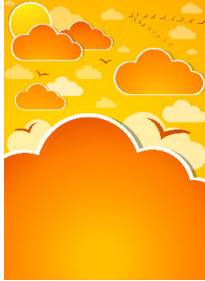


羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

平成28年8月号 vol.22



7月の北海道 釧路・十勝ツアーから1ヶ月以上が経ちました。エゾ鹿や、キタキツネ、丹頂たちと遭遇した釧路湿原から、気温差20度の灼熱の福岡の地に戻り、お客様の月次訪問に駆けずり回る毎日を過ごしています。

若干夏バテ気味ではありますが、一方で、8月27日には五島夕焼けマラソンを走る予定です。あまり無理をせず、レース後の地元民との触れ合いや、星空コンサートなどを楽しんできたいと思っております。



”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識

ご商売をされている方にとっての共通の悩みが、領収書や請求書、見積書などの書類の保存。紙による原本保存が原則である一方、従来からスキャナ保存は認められていました。しかし、この運用が厳格、コスト高ということから、利用している企業は、平成26年時点で全国でもわずか150件程度だったようです。このスキャナ保存制度が大幅に緩和されます。

”デジカメやスマホでのスキャナもOK、中小企業でも導入しやすくなります”

所得税法や法人税法などでは帳簿書類の紙による保存を義務付けています。ただし、これらの法律の特例で「電子帳簿保存法」というものあり、この中で領収書や請求書、見積書などの書類のスキャナ保存を認めています。しかし、スキャナ保存では書類の改ざんがされやすいという懸念から、その運用は法律で厳しく定められています。これが大幅に緩和されます。主なポイントは以下のとおりです。

- ・従来はスキャナ機器が固定型のものであることが要件でしたが、スマホやデジカメでも電子化が可能になります。
- ・従業員が領収書等を受領後にスマホなどでスキャン、3日以内にタイムスタンプを付与。経理担当は原本でなく画像確認だけで済みます。
- ・原本は社内で定期検査をする必要がありますが、小規模事業者については、この定期検査を税理士が代行できることとなります。つまり、これまでは書類の受領者・経理担当・検査担当の最低3名を社内で整備する必要がありましたが、企業の担当者として税理士での導入が可能になります。
- ・導入にあたっては、税務署に事前に申請書を提出する必要があります。(導入の3カ月前)

「今月の本の紹介」

「いいかげんに、生きる」
(心屋 仁之助 著・朝日新聞出版)

今月は、なんか適当そうな本を手にとってみました。
というも今月で開業して2年目、当初の自由、金なしの生活から、徐々に自分を不自由にする物事が増え続け(現実はこちらを楽しんではいますが)、この本のタイトルに惹かれてしまいました。

私の名刺の裏に書いてある「努力は必ず報われる」は、筆者に言わせるとNG用語のようです(笑)
まあ、なかなかいいかげんには生きられません、凹んだときにパラパラとめくってみようと思った一冊でした。

「旬のレシピ」

<キノコと豚肉の南蛮漬け>

- ・豚肉を薄切りにして、塩、こしょう、酒、片栗粉で下味
- ・玉ねぎ薄切り、人参千切り、きのこ類 (A)
- ・唐辛子小口切り、ごま油 小1、酢 大4、砂糖 小1、生姜すりおろし 小1 (B)

- ①フライパンにサラダ油を少し多めに入れ、豚肉を中火で焼く。
- ②豚を取り出し、(B)に漬けておく。
- ③(A)をさっと炒める。
- ④(A)も(B)の中へ入れ、混ぜ合わせる。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296 E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号 羽田博樹税理士事務所